

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正に伴うお取引時の確認方法の変更

1. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正について

当行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯収法」といいます）により、口座開設等の際に、「運転免許証」等の本人確認書類のご提示と、ご職業、お取引を行う目的等の確認をさせていただいておりますが、犯収法の改正により、平成28年10月1日から、お取扱いが一部変更となりました。

2. 主な変更点

(1) 健康保険証等の顔写真がない本人確認書類のお取扱いの変更

お客さまの氏名・住所・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真がない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金（ただし、携帯電話は除く）の領収証書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

(2) 外国の政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引にかかる確認の追加

外国の政府等において重要な公的地位にある方等（※）とのお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

※ 「外国の政府等において重要な公的地位にある方」とは、外国の国家元首、高位の政治家、政府高官等の職位にある個人の方（過去にその地位にあった方も含みます）およびそのご家族をいいます。

(3) 法人のお取引のために来店される方の代理権限の確認方法の変更

法人のお取引のために来店される方の確認について、社員証の提示による代理権限の確認ができなくなります。また、取引担当者として法人の役員が来店された場合については、来店者が当該法人の代表権を有する役員として登記されていることを確認させていただきます。

なお、委任状で当該法人の代理人等であることを確認させていただいたり、会社に電話させていただいた上で取引の任にあたっていることを確認させていただくことについては変更ございません。

(4) 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更

法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただきます。

【法改正に基づく実質的支配者】

議決権の25%超を直接または間接的に保有（※）する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。

※ 「間接的に保有」とは、「議決権の50%超を保有する法人」を通じて保有していることをいいます。

3. お客さまへのお願い

- (1) 「犯罪収益移転防止法」の改正が施行される平成28年10月1日以降、はじめて口座を開設される際やご融資を受ける際は、すでにお取引いただいているお客さまについても、改めて、お取引時の確認事項を確認させていただく場合がございますので、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- (2) ご本人以外の方が来店された場合、また、法人のお客さまの場合には、来店された方についての氏名・住所・生年月日に加えて、ご本人または法人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただくほか、当行所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- (3) 引き続き、ATMでは、10万円を超える現金によるお振込はお取扱いできません。おそれ入りますが、キャッシュカードによるお振込、または窓口等での手続きをお願い申し上げます。

4. 本件に関するお問い合わせ

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電話】0120-201862 (照会コード：9)

【受付時間】月曜日～金曜日 9：00～17：00

(ただし、祝日・12月31日～1月3日は除きます。)

以 上

【参考】お取引時の確認事項

平成28年10月1日から、お取引時の確認事項は下表のとおりとさせていただきます。

	個人のお客さま	法人のお客さま
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 氏名 ○ 住所 ○ 生年月日 <p>【確認方法】</p> <p>運転免許証、健康保険証等の公的書類（原本）を提示していただきます。</p> <p><顔写真のある本人確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・在留カード ・個人番号カード <p>等のうちいずれか1つ</p> <p><顔写真のない本人確認書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種健康保険証 ・各種福祉手帳 ・国民年金手帳 ・母子健康手帳 <p>等のうちいずれか2つもしくは上記書類に加え、公共料金（携帯電話は除きます）の領収証書等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名称 ○ 本店または主な事務所の所在地 <p>【確認方法】</p> <p>登記事項証明書、印鑑登録証明書（注1）等の公的書類を提示していただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ お取引の目的 ○ ご職業 ○ 外国PEPs（注2）の確認 <p>【確認方法】</p> <p>当行所定の書面にご記入いただくことで確認させていただきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ お取引の目的 ○ 事業内容 ○ 当該法人の議決権保有率の合計が25%超等の個人の方（注3）の氏名・住所・生年月日 <p>【確認方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「事業内容」については、登記事項証明書（注1）、定款（注4）等を提示していただきます。 ○ それ以外の事項は、当行所定の書面にご記入いただくことで確認させていただきます。

（注1）登記事項証明書、印鑑登録証明書は、発行日から6ヶ月以内のものがが必要です。

（注2）外国PEPs（Politically Exposed Persons）とは、外国の国家元首、高位の政治家、政府高官、司法官、軍当局者等、重要な公的地位にある（または過去にあった）個人、またはそのご家族をいいます。

（注3）議決権の25%超を直接または間接的に保有する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます。

また、公益／一般社団法人、公益／一般財団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人等においては、収益総額の25%超の配当を受ける等の個人の方を指します。

（注4）定款は、確認日において有効なものが必要です。